

有害使用済機器保管等届出書

平成〇〇年〇月〇〇日

秋田市長 殿

届出者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目： 電動工具、電気掃除機、扇風機 等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～32号に定める機器)</p> <p>処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 〇〇〇〇事業場 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 秋田県〇〇市〇〇町〇番地〇〇号</p> <p>事業場 同上 電話番号 同上 面積 〇〇〇m<sup>2</sup></p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)</p>	<p>保管場所① 所在地：同上 面積：〇〇〇m<sup>2</sup>、保管量：〇〇m<sup>3</sup>、最大高さ：4m 品目：電気掃除機、扇風機 等 (施行令第16条の2第5号～20号に定める機器)</p> <p>保管場所② 所在地：同上 面積：〇〇〇m<sup>2</sup>、保管量：〇〇m<sup>3</sup>、最大高さ：3m 品目：電動工具、ゲーム機、デジタルカメラ 等 (施行令第16条の2第5号、21～32号に定める機器)</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>〇〇事業場 所在地：同上 品目：電動工具、ゲーム機、デジタルカメラ 等 (施行令第16条の2第5号、21～32号に定める機器)</p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>〇〇事業場 所在地：同上 破砕機(シュレッダー)1台、平成〇〇年〇月〇〇日設置 処理能力 〇〇トン/日</p>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしがいしゃ 株式会社 ○○○○○	○○県○○市○○町○番○号	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

【記載例】

事業計画の概要を記載した書類

1 事業の全体計画

本事業は、有価物として有害使用済機器を含むスクラップ等を回収し、再資源化及び販売することを目的としている。

排出元から当社事業場まで運搬したスクラップ等を分別した後、破砕により製品化し、他社に販売する。なお、ユニット形エアコンディショナーについては、保管のみを行い、有害使用済機器再生業者に販売する。

処理に伴い発生した廃棄物は、廃棄物処理業者に委託して処分するほか、事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び関係法令を遵守するものとする。

2 取り扱う有害使用済機器の品目及び保管、処分量等

No	品目	受入予定量 (トン/月又はm <sup>3</sup> /月)	予定受入事業場等 の名称及び所在地	保管場所	処理方法	予定持出先の 名称及び所在地
1	ユニット形エアコンディショナー	5トン/月	(株)〇〇商事他 〇〇市〇〇1-1	〇〇事業場 〇〇市〇〇2-2	保管	(株)〇〇工場 〇〇市〇〇3-3
2	・フィルムカメラ ・磁気ディスク装置、 光ディスク装置その 他の記憶用電気機械 器具	1トン/月	□□(株) 〇〇市〇〇1-1	〇〇事業場 〇〇市〇〇2-2	保管及び手分解	(株)〇〇工場 〇〇市〇〇3-3
3	〇〇〇〇	〇トン/月	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
4	〇〇〇〇	〇トン/月	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
5	令16条の2第5号～ 32号に掲げる品目	8トン/月	(株)〇〇商事 〇〇市〇〇1-1	〇〇事業場 〇〇市〇〇2-2	保管（手分解含 む。）及び処分又は 再生（破砕）	別紙のとおり
6	令16条の2第21～ 22号に掲げる品目	3トン/月	□□(株) 〇〇市〇〇1-1	〇〇事業場 〇〇市〇〇	保管及び処分又は 再生（破砕）	別紙のとおり
7	〇〇〇〇	〇トン/月	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
8	〇〇〇〇	〇トン/月	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

令第16条の2に規定された品目名又は号を記載してください。

手分解は「保管」に該当します。手分解を行う場合は、処理方法の欄にその旨を記入してください。

処分後の予定持出先は、添付書類である「処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類」に記載することができます。

(日本工業規格 A列4番)

### 3 環境保全措置

#### (1) 保管場所において講ずる措置

- ・低騒音型の重機を使用するものとし、夜間は営業を行わない。
- ・有害使用済機器とその他の物が混合しないように保管する。
- ・受入時に有害使用済機器から、油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等を回収し、これらについては廃棄物処理業者に処分を委託する。
- ・ねずみの生息や蚊やはえ、害虫等の発生を防止するため、定期的に保管場所を清掃する。

#### (2) 処分（又は再生）の場所において講ずる措置

- ・破砕施設に防音カバーなどの防音対策を講じ、夜間は稼働しない。
- ・有害使用済機器とその他の物が混合しないように処分する。
- ・処分するときは、有害使用済機器から、油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等が回収されていることを確認する。
- ・テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの処分にあたっては、環境大臣が定める方法を遵守する。

### 4 その他

- ・保管及び処分の場所には、法で定める内容の掲示板を設置する。
- ・法に定める帳簿を備え付け、5年間保存する。

(日本工業規格 A列4番)

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

処分後の廃棄物（又は再生後の再生品）の種類	【廃棄物】 廃プラスチック類、ゴムくず <div style="float: right; border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">記載例</div>	
発生量 (トン/月又は m <sup>3</sup> /月)	【廃棄物】 3 トン/月	
処理（又は利用）の方法	自己処理	(所在地)
	委託処理	(名称) 〇〇(株)
		(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇1-1
1 処理の方法  埋立処分 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中間処理</span> 売却      その他  2 中間処理、売却の場合は具体的な方法 焼却処理		
備考 処分後の廃棄物（又は再生後の再生品）の種類ごとに記載すること。		

(日本工業規格 A列4番)

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

処分後の廃棄物（又は再生後の再生品）の種類	【廃棄物】 ガラスくず <div style="float: right; border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">記載例</div>	
発生量 (トン/月又は m <sup>3</sup> /月)	【廃棄物】 8 トン/月	
処理（又は利用）の方法	自己処理	(所在地)
	委託処理	(名称) ○○(株)
		(所在地) ○○県○○市○○2-2
	1 処理の方法  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">埋立処分</span> <span>中間処理</span> <span>売却</span> <span>その他</span> </div>	
	2 中間処理、売却の場合は具体的な方法	
備考 処分後の廃棄物（又は再生後の再生品）の種類ごとに記載すること。		

(日本工業規格 A列4番)

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

処分後の廃棄物（又は再生後の再生品）の種類	【再生品】 基盤 <div style="float: right; border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">記載例</div>	
発生量 (トン/月又は m <sup>3</sup> /月)	【再生品】 5 t / 月	
処理（又は利用）の方法	自己処理	(所在地)
	委託処理	(名称) ○○(有)
		(所在地) ○○県○○市○○3-3
	1 処理の方法  埋立処分      中間処理 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">売却</span> その他  2 中間処理、売却の場合は具体的な方法 有価金属回収原料として売却する。 売却予定価格は○○円/トンである。	
備考 処分後の廃棄物（又は再生後の再生品）の種類ごとに記載すること。		

(日本工業規格 A列4番)